

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                  2 項目別評価                  I. 業務運営・財務内容等の状況                  (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p><b>【原文】</b>                  『研究費不正使用防止のため、<u>「研究活動の不正行為に関する取扱規則」</u>、<u>「不正行為調査委員会規則」</u>及び<u>「内部公益通報者の保護及び内部通報の取扱規程」</u>の制定を行っている。』</p> <p><b>【申立内容】</b>                  【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>                  『研究費不正使用防止のため、<u>「研究費の取扱いに関する規程」</u>及び<u>「研究費の不正使用に関する取扱規則」</u>制定の具体化を行っている。』</p> <p><b>【理由】</b>                  原案に記述された「研究活動の不正使用に関する取扱規則」及び「不正行為調査委員会規則」は、「研究活動の不正行為（データ捏造等）防止」のための規則であり、「内部公益通報者の保護及び内部通報の取扱規程」を含め平成18年度以前に制定されたものである。研究費の不正防止対策に関する規程・規則は、「研究費の取扱いに関する規程」及び「研究費の不正使用に関する取扱規則」であること、規程・規則の具体化は19年度に完了したが、最終的な制定時期は平成20年4月（役員会に諮った日付）であるため、記述の修正をお願いするものである。</p>	<p><b>【対応】</b>                  意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ 研究費の不正使用防止のための取組のうち、配分機関・関係府省への報告の手続きについて、<u>ルール</u>の整備・明確化が平成19年度中になされていないことから、適切な対応が求められる。』</p> <p><b>【理由】</b>                  「内部公益通報者の保護及び内部通報の取扱規程」は制定されているものの、配分機関・関係府省への報告の手続きについて、平成19年度中に<u>ルール</u>の整備に至っていないため。</p> <p>以上の修正に基づき、「その他業務運営に関する重要事項」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>『<b>【評定】</b>中期目標・中期計画の達成に向けて<u>おおむね</u>順調に進んでいる                  （理由）年度計画の記載7事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>研究費の不正使用防止のための体制・ルールの整備が十分ではないこと等</u>を総合的に勘案したことによる。』</p>